

運 営 規 程

(デイサービスセンター・指定通所介護事業)

社会福祉法人 光峰会

(目的)

第1条 社会福祉法人光峰会が開設するデイサービスセンターいたこの郷（指定通所介護事業所）（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び総合事業（通所型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「生活相談員」という。）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所介護サービスは事業所の生活相談員等が、利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担軽減を図るものとする。

2 指定介護予防通所介護サービスは事業所の生活相談員等が、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターいたこの郷
- (2) 所在地 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（施設と兼務）

管理者は、デイサービスセンターいたこの郷事業所の職員の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、通所介護計画を作成する。

- (2) 生活指導員 1名以上

利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。

- (3) 看護職員及び介護職員

看護職員 1名以上 利用者の看護や健康相談等に従事する。

介護職員 3名以上 利用者の介護等に従事する。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために機能訓練を行う。

- (5) 事務職員 1名（施設と兼務）

必要な事務処理を行う。

（営業日数及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日は除く。

- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時15分までとする。

（送迎等を除くサービス提供時間は、午前9時00分から午後4時15分まで）

（指定通所介護の利用定員）

第6条 利用定員は一日25名とする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他、費用の額）

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 生活相談

- (2) 日常動作訓練

- (3) 入浴サービス

- (4) 食事サービス

- (5) 送迎サービス

- (6) アクティビティ（介護予防）

2 次条の通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。（通常実施区域を超えてから1kmあたり20円とする）。

3 食材料費は一日あたり600円とする。（ただし、夕食を提供した場合は600円を加算する）。

4 おむつ代は、別に定める実費相当額を徴収する。

5 その他、指定通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用はその実費を徴収する。

6 第2項から第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるこ

ととする。

7 支払い方法は現金又は銀行振込み等、施設が指定する方法とする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の実施地域は、潮来市、鹿嶋市、行方市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者はデイサービスセンターを利用するに当たっては、通所生活上の日課、ルールを守り、生活相談員等の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 生活相談員等は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・家族・関係医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 デイサービスセンターいたこの郷事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年定期的に非難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の作成等の業務を行わせること。)

(業務継続計画「BCP」の策定)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の適正化を図るための措置に関する事項)

第14条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 前項の更なる適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- 一 事業所における身体拘束の適正化を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護職員その他の職員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(損害賠償)

第15条 提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第16条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、事業所内において感染症がまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるも

のとし、また、業務体制を整備する。

2 研修は、下記に定めることとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

3 職員は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の条件とする

5 職員は衛生管理に十分な配慮をし、業務に従事しなくてはならない。

6 苦情に関しては速やかに対応し、今後の予防に努める。

7 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

8 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人光峰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成19年2月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日改定

この規程は平成22年4月1日改定

この規定は平成29年4月1日改定

この規程は平成30年4月1日改定

この規程は令和5年5月1日改定

この規程は令和6年4月1日改定